

【法令研修】BCP ～自然災害～

実施日 年 月 日 事業所名

名前

目次

【法令研修】BCP（自然災害）研修

1

BCPとは何か？

2

自然災害

3

計画の策定

4

終わりに

▶ “BCP（業務継続計画）”とは何か？

災害や事故、パンデミックなどの緊急事態において、発生時における事前対策や対応マニュアルを整備することで、企業が損害を最小限に抑え、中核となる事業を継続・早期復旧させるための具体的な計画。

中小企業庁（BCP 策定運用指針）

・福祉サービスにおいては ...

- ① “**利用者の安全・健康確保**”：特に重症化リスクが高い方へのサービスを優先
- ② “**事業の継続**”：通所・入所・訪問など、必要不可欠なサービスを止めない
- ③ “**職員の安全確保**”：職員の安全を守り、感染リスクや災害リスクを最小限に抑える
- ④ “**地域への貢献**”：施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献すること

以上が主な計画策定の目的となります。

▶ 自分の働いている施設で起こりうる“自然災害”をチェックしてみましょう

- 暴風 歩行者や車の走行に影響を及ぼすほどの非常に強い風
- 豪雨 川の氾濫や土砂災害などの被害を及ぼしかねない大雨
- 洪水 大雨などによって河川の水位が上昇することで起きる氾濫
- 高潮 台風などの低気圧や強風の影響で発生する海面上昇
- 豪雪 建物の被害や交通障害などの被害を及ぼしかねない大雪
- 地震 地面の下にある「プレート」が押し合う力によって発生する地表の揺れ
- 津波 地震などによって海水全体が動くことで発生する大きな波
- 噴火 火山内部の地下深くで発生したマグマの噴出

※ 一度に2つ以上の自然災害が複合的に起こる事もあります

▶ “暴風”

非常に強い風は、人や建物、移動手段などに影響を及ぼす災害です。気象庁は平均風速が毎秒 20m を超えると「暴風」と呼び、歩行者や車の走行に影響が出るとして、暴風警報を発令します。

また、特に北西太平洋もしくは南シナ海で発生し、低気圧域内の最大風速が毎秒 17m を超える熱帯低気圧を台風と呼びます。台風は毎年 7～10 月に日本に接近・上陸することが多く、暴風を伴う大雨や洪水などの被害をもたらします。

【 想定される被害 】

- ・ 歩行者の転倒
- ・ 交通障害
- ・ 農作物の被害
- ・ 建物の損壊

【 暴風への対策 】

- ・ 施設の点検・補修
- ・ 災害情報ツールの確認
- ・ 避難時持ち出し品の準備
- ・ 必需品の備蓄
- ・ 避難場所の確認
- ・ 利用者家族等との連絡方法の確認

▶ “豪雨”

多量の雨によって著しい被害を及ぼすものを豪雨と呼びます。特に同じような場所で数時間にわたって発生するものは集中豪雨と呼ばれ、雨量の目安は1時間当たり100mm～数百mmです。1時間当たりの雨量が30mmを超えると道路が川のようになり、50mmを超えると水しぶきで視界が白っぽくなります。

気象庁は災害が発生するレベルの大雨だと判断した際に、大雨注意報や大雨警報を発令しますが、発令基準は地域によって異なります。注意報・警報が出ていなくても雨量によって、どのくらいの危険度がある雨なのか判断しましょう。

二次災害で土砂崩れや洪水の発生する可能性も考慮が必要です。

【 想定される被害 】

- ・ 河川の氾濫、堤防の決壊
- ・ 土砂災害
- ・ 家屋の浸水、倒壊、流出
- ・ 歩行者の転倒
- ・ 交通障害

【 豪雨への対策 】

- ・ ハザードマップの確認
- ・ 避難場所の確認
- ・ 流されそうなものの固定
- ・ 非常用品の準備
- ・ 自動車等のガソリン残量の確認
- ・ 災害情報ツールの確認
- ・ 高い場所への非難（2階や高台）
- ・ 水をせき止めるものの準備（土嚢等）

▶ “洪水”

大雨などにより河川が水位上昇し、河川敷やその外側にまであふれ出すことを洪水といいます。一般的には河川が氾濫することを指しますが、河川の水位上昇だけでも洪水の範囲です。土砂災害や浸水とセットで水害と呼ばれることもあります。

洪水の発生をあらかじめ予測するため、気象庁と国土交通省は共同で、洪水予報を発表しています。危険度レベルは全5段階あり、レベル3が避難勧告などの発令の目安、レベル4が重大な災害発生の恐れがある目安です。

また、局地的な大雨の際に発生しがちな、洪水に似た災害として「内水氾濫」があります。内水氾濫は下水道や排水路の処理機能が雨量に追い付かず、水があふれ出してしまう現象です。都市型水害とも呼ばれ、市街地で発生することが多く、建物や道路が浸水してしまいます。洪水と異なり、河川の有無にかかわらず発生するので注意が必要です。

【 想定される被害 】

- ・ 河川の氾濫、堤防の決壊
- ・ 土石流、土砂崩れ
- ・ 家屋の浸水、倒壊、流出
- ・ 交通障害

【 洪水への対策 】

- ・ ハザードマップの確認
- ・ 避難場所の確認
- ・ 施設の耐震補強
- ・ 非常用品の準備
- ・ 災害情報ツールの確認
- ・ 一人で行動しない
- ・ 高い場所への非難（2階や高台）
- ・ 水をせき止めるものの準備（土嚢等）

▶ “高潮”

台風など低気圧や強風の影響で発生する海面上昇を高潮と呼びます。津波が地震などの地形変化によって発生するのに対し、高潮は気圧の低下や強い風などの気象変化によって発生するのが大きな違いです。また高潮は海面の水位が広範囲にわたって上昇するため移動する海水の量も多く、低地であれば一気に広範囲が浸水してしまう恐れがあるでしょう。

高潮に関して、気象庁は高潮注意報や高潮警報を、市区町村は5段階の警戒レベルをそれぞれ発令・発表しています。警戒レベル3では高齢者等の避難を、レベル4では全員避難をする必要があるので、高潮注意報や警戒レベル2の段階で避難経路を確認しておくなど早めの準備が大切です。

【 想定される被害 】

- ・ 家屋の浸水、倒壊、流出
- ・ 船舶の損傷、流出
- ・ 交通障害

【 高潮への対策 】

- ・ ハザードマップの確認
- ・ 避難場所の確認
- ・ 安全な場所への早めの避難
- ・ 災害情報ツールの確認
- ・ 一人で行動しない

▶ “豪雪”

豪雨と同じように、大雪の中でも著しい被害を及ぼすものを豪雪と呼びます。雪は1時間あたり1cmの降雪だとしても翌日の路面凍結を招く恐れがありますが、豪雪に当てはまるほどの積雪だと数十cm、数mの積雪によって家屋が埋もれたり、雪の重さで倒壊するといった被害が発生します。

気象庁は災害が発生するレベルの大雪だと判断した際に、大雪注意報や大雪警報を発令しますが、発令基準は大雨同様、地域によって異なります。注意報・警報が出ていなくても降雪量や積雪量によって、どのような被害が発生しうるのか想定しておきましょう。

特に豪雪による被害では除雪中や車での走行中、歩行中の事故など、自身の注意がけで防げるものが多くあります。

【 想定される被害 】

- ・ 除雪中の転倒・転落
- ・ 歩行中の転倒
- ・ 交通障害
- ・ 建物の倒壊
- ・ 雪崩

【 豪雪への対策 】

- ・ 車両の冬支度
- ・ 除雪道具の準備
- ・ 災害情報ツールの確認
- ・ 水道管の凍結、破裂防止
- ・ ヘルメットの準備
- ・ 施設への積雪による重さへの対策
- ・ 必需品の備蓄
- ・ 雪かき等、一人で行動しない
- ・ 凍結路面での転倒注意
- ・ 停電への対策

▶ “地震”

地震とは、地下の岩盤が周囲から押される、もしくは引っ張られることによって、ある面を境として岩盤が急激にずれる現象です。例えば、地面の下にある「プレート」が押し合う力によって発生します。プレートは複数枚に分かれて地球の表面を覆っており、1年間に数cmほどのスピードで常にゆっくりと移動している岩盤です。隣り合うプレート同士が押し合っ一部が崩れたり、一方の下に引きずり込まれていたプレートがもとに戻ろうと跳ね上がると揺れにつながり、地震を引き起こします。

日本は太平洋プレート、フィリピン海プレート、ユーラシアプレート、北米プレートの4つの境に位置しているため、地震が発生しやすいです。

地震は、揺れの大きさを表す「震度」と規模を表す「マグニチュード」によって表します。具体的な被害に影響するのは「震度」で、震度4程度だと安定の悪い置物が多少倒れるレベル、震度5強だと何かにつかまらずに歩くのが難しいレベル、震度6強だと揺れに強くない建物であれば傾いたり倒れるレベルです。

地震は事前の注意報や警報がなく、突然、発生するものなので、日ごろの準備と発生後の適切な判断が欠かせないでしょう。

【 想定される被害 】

- ・建物の倒壊
- ・火災
- ・液状化現象
- ・交通障害
- ・停電、断水、ガスの停止

【 地震への対策 】

- ・家具、家電の配置の見直しと固定
- ・生活必需品の備蓄
- ・避難用具の準備
- ・安否確認方法の共有
- ・避難経路・避難場所の確認

▶ “津波”

地震などによって起こる海底の地形変化による海面変化が、波状で伝わる現象を津波と呼びます。地震による海面変化が大きいほど津波は高くなります。

津波の被害を最小限に抑えるために、地震が発生した際、その規模や震源をもとに発令するのが、大津波警報や津波警報、津波注意報です。各警報と注意報は予想される津波の高さによって分類されており、1m以下であれば津波注意報、3m以下であれば津波警報、3mより大きい場合は大津波警報が発令されます。

揺れが弱くても、震源が浅い場合や、海岸の地形が入り組んでいる場合は大きな津波につながる恐れがあります。海岸付近にいる際に揺れを感じたら、大きさにかかわらず避難しましょう。

また、津波は水深が深い場所ほどスピードが速く、浅い場所ほど遅くなります。遅くなるといっても、水深10mほどであれば津波は時速40km程度と自動車ほどの速度です。人の足で走って逃げることは難しくなるため、揺れを感じた際は、警報を待たずに沿岸から離れた高台に避難しましょう。

津波は川や運河を遡上するので、避難する際は、沿岸だけでなく、川沿いからも離れることが大切です。

津波は一度来たら終わりではなく、場合によっては何波もきます。第一波よりもその後の波の方が大きいことがあるので、少なくとも注意報や警報が出ている間は避難場所から動かないようにしましょう。

【 想定される被害 】

- ・ 家屋の浸水、倒壊、流出
- ・ 船舶の損傷、流出
- ・ 火災 ・ 交通障害

【 津波への対策 】

- ・ ハザードマップの確認
- ・ 避難場所とルートの確認
- ・ 災害情報ツールの確認
- ・ 安否確認方法の共有
- ・ 高所への素早い避難

▶ “噴火”

火山内部で発生したマグマや火山ガスが噴出する現象を噴火と呼びます。マグマが地表に噴出する「マグマ噴火」がよく知られていますが、火山内部で熱せられた火山ガスが爆発する「水蒸気噴火」も噴火の一種です。

噴火に伴って発生する噴石や火山灰、火砕流、火山泥流、溶岩流などは、噴火時に山にいる人はもちろん、周辺の家屋や自然環境にも影響を及ぼします。特に火山灰は火口から数十 km ～数百 km 離れた場所にまで被害を及ぼす恐れがあります。また大きな噴石や火砕流、火山泥流は、噴火後すぐに発生するので、避難の時間が足りないことが多いです。そのため気象庁は、噴火する恐れがある活火山に対して事前に噴火警報の発令、噴火警戒レベルの発表を行い、噴火前に避難を促す仕組みづくりを行っています。

噴火警戒レベルは 5 段階に分かれており、レベル 3 で入山規制、レベル 4 で高齢者等の避難が求められます。警報は被害が及ぶと考えられる範囲別で 3 種類に分かれており、居住地域への被害が予想される場合は「特別警報」が発令されます。

【 想定される被害 】

- ・ 家屋の倒壊
- ・ 農作物への被害
- ・ 交通障害
- ・ 居住制限

【 噴火への対策 】

- ・ 火山ハザードマップの確認
- ・ 噴火特有の避難グッズ
- ・ 災害情報ツールの確認
- ・ 安否確認方法の共有
- ・ 生活必需品の備蓄（7 日分以上）
- ・ 頑丈な建物への非難
- ・ 火山灰対策（エアコンをつけない）

▶ “リスクの把握”

- ・自分の所属する事業所が所在する自治体のハザードマップを確認し
起こりうる自然災害の確認

▶ “被害の想定”

- ・自治体から公表されているインフラ等の被災想定を整理する。
これらの被災想定から自施設の被災影響を想定する。

▶ “優先する業務の選定”

- ・生命の安全を確保することが最優先になる。
また職員の安全にも配慮が必要になる。

▶ “推進体制” の紹介

“推進体制” とは災害時の従業員の役割を決めておくこと

(例)

管理者	責任者
児童発達支援管理責任者	支援現場のとりまとめ役
児童指導員①	支援担当（シフト関係）
児童指導員②	支援担当（ケア方法等）
児童指導員③	設備インフラ担当
児童指導員④	
運転手	

▶ 実際に災害が起こった時のために設備の補強や備蓄の確認を行う

① 建物・設備の安全対策

- ・ 新耐震基準（1981年制定）以降に建てられたものか
- ・ 地震等の災害時に倒壊、転倒しそうなものの補強等
- ・ 消火器等の準備

② ライフラインの確認

- ・ 電気、水道等が止まった場合の準備
（電化製品が止まる。手洗い、トイレなどの生活に必要な水も確認）
- ・ 食料等の備蓄の確認
- ・ 通信網の麻痺に対する対策（電話、メール等）

- ▶ 実際に災害が起こった時のために設備の補強や備蓄の確認を行う

③ 避難場所の確認と避難訓練

- ・ 避難場所への避難を要する場合の避難場所、避難経路の確認
- ・ 上記に関わる避難訓練等

④ 資金手当ての確認と準備

- ・ 災害に備えた資金手当て（火災保険など）や緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

▶ BCP（業務継続計画）の“発動基準”

- ・ 自施設で起こりうる各災害別に発動する基準を定める

【例】

洪水警戒が発表された

震度 5 以上の地震が起きた ... 等

▶ 個人の“行動基準”

- ・ 職員

【例】

洪水警戒が発表された

震度 5 以上の地震が起きた ... 等

▶ 災害発生時の職員個人の行動基準について

① 初動対応（災害発生直後）

- ・ 自らの安全確保
- ・ 家族の安全確認
- ・ 事業所の状況確認、連絡（定められたツールで会社に状況を報告する）
- ・ 現場の初期対応：火災等二次災害の防止、安全確保

② 緊急時の判断・行動

- ・ 状況に応じて避難（状況確認をし、安全な場所へ避難する）
- ・ 責任者へ連絡をし、指示を仰ぐ（安全が確保でき次第、責任者へ連絡し指示を仰ぐ）
- ・ 利用者の安全確保（利用者の安全を最優先に誘導）

③ 事業継続・復旧行動

- ・ 参集、出勤判断（BCPに基づき、安全に移動できる場合は出勤する）
- ・ 優先業務の実施（BCPに基づき優先業務に取り組む）
- ・ 記録の作成（被災時の対応を記録する）

④ 法人内施設との連携と外部機関との連携構築

- ・ 法人内でリソース（ヒト・モノ・場所）を融通しあう
- ・ 行政機関、医療法人、近隣事業者、ボランティア組織等と災害時に支援を受けれる体制を作る

⑤ 外部への情報発信

- ・ 利用者家族の安否
- ・ 事業所内の情報

▶ “対応体制” の整備

事業所ごとの被災時の各職員の役割を決める。
(多店舗運営でない場合は推進体制と同じになる場合がある)

▶ 災害時の“拠点” の設定

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する。
(安全が保たれれば、自事業所で可能)
各災害の状況や被災想定によっては、施設・事業所等以外の場所での
設置も検討する。

▶ “安否の確認”

① 利用者の安否確認

利用者の安否確認方法を検討し、保護者等と確認方法を決めておく。

- ・ 緊急連絡先（職場、ご自宅）の確認
- ・ ツールの確認（電話、メール等）
- ・ 緊急医療機関の確認

② 職員の安否確認

報告ルール・ルートを明確にしておく。

- ・ 緊急連絡先の確認
- ・ ツールの確認（電話、メール等）

利用者、職員共に安否確認シートを作っておくことが望ましい。

▶ 職員の“参集基準”の取り決め

どのような場合に勤務している施設に参集してもらうのかを決めておく

- ご家庭、ご家族の状況
- 交通機関の状況
- ご自宅の被災状況

▶ “避難場所” “避難経路”の確認

自治体の災害マップに乗っ取り、各災害に応じた避難場所と避難経路を確認する

- 移動方法の確認（徒歩、車両等）
- 季節や時間、天候に応じた確認（日中、夕方、晴、雨等）
- 避難の基準の確認

▶ “重要業務” の継続と取り決め

災害時には特有の業務が発生することから、業務量が増大する優先業務を確認する。（災害時に療育活動は必要なのか？ ... 等）

▶ 職員の “ケア”

災害時は職員も疲弊する。職員のケアについて決めておく

- ・ 職員が自宅に変えられない場合の、宿泊や生活用品について
- ・ 参集可能な場合の入れ替え時間（勤務シフト）

▶ “復旧対応” について

災害によって、破損した個所の取り換えや修理について定めておく。

- ・ 優先順位の確認（水道や電気 ... 等）
- ・ 専門の修理に依頼する場合の依頼先の確認
- ・ 必需品を購入する場合の購入店舗の確認

▶ 他施設との連携

- ・ 連携先との協議
- ・ 連携協定書の締結
- ・ 地域のネットワーク等の構築・参画（自立支援協議会 等）

メモなど

終わりに ...

自然災害はいつ発生するか分かりません。

日本は自然災害が多いので、いつ起きても対応できるように日頃の準備が肝心です。

BCP を策定することのみにとどまらず、計画的な訓練を実施することで計画の効果が発揮されることを忘れずにいましょう。

ご視聴、ありがとうございました。





参考・引用資料

- 厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
 - 独立行政法人 福祉医療機構「BCP 業務継続計画」
- 